

妻たちの選挙

—戦後日本の代議士家族の選挙区活動—

佐藤 信

はじめに——国会議員女性家族の役割

戦後になって女性議員が誕生して 80 年近くが経過しても、日本の国会議員の多くが男性であることは言うを俟たない。その男性国会議員の多くが配偶者を持つことから、女性議員よりも女性配偶者の方が数として多いことになる。ところが、戦後日本政治におけるアクターとして国会議員の女性家族が担った役割はこれまで学問的に検討されてこなかった。

その重要性はジャーナリズムやノンフィクションでは知られており、関連する書籍や記事は少なくない。とはいえ、上坂冬子『宰相夫人の昭和史¹⁾』に「宰相たちの知られざる姿」という帯が付されていたように、彼女たちをアクターとして観察するのではなく、「主人」たる男性政治家の裏面を女性家族に語らせるという視角の文献がほとんどである。確かに多くの女性家族が、直接的に政策過程には関与せず、家庭内でも政治向きの話を聞かなかったと証言している。そこで女性家族が担ったケア労働は、男性政治家が家庭の「外」で担う

本論文は 2022 年 10 月 2 日に 2022 年度日本政治学会総会（龍谷大学）において報告した「女性の「いる」戦後日本政治」の報告論文の一部を加筆修正したものである。研究の一部はこれより前、2021 年 8 月 26 日のジェンダーと政治研究会、2021 年 9 月 11 日の東京大学政治史研究会において報告させていただいた。

この間、政治学会で討論者を務めてくださった千田航先生、内藤葉子先生をはじめ、多くの方がコメントを下された。とりわけ、代議士の居住場所データは、境家史郎先生のご指摘に應えるために個人単位のデータを再度採り直し、分析の精度を上げることができた。記して皆様に感謝申し上げます。

1) 上坂冬子『宰相夫人の昭和史』文藝春秋（1991 年）（初版：1988 年）。

「政治」とは切り離されたものとして認識されているのである。こうして彼女たちは政治学の対象から零れ落ちる。

しかし、果たして女性家族の存在や行動なしに同じ「政治」は可能であったらうか。本人たちが認識していなくとも、政策形成過程の一部を為していることはないだろうか。彼女たちの存在や行動がいわゆる政界の前提を提供しているとすれば、それは政治構造の基層として学問的検討が行われるべきではなかろうか。本稿は上記の問題意識から、男性政治家の女性家族の役割を体系的・学問的に検討するものである。

彼女たちが担ってきた、もしくは担うことが期待されてきた役割は、以下のよう集約できる。①選挙区活動²⁾（選挙運動を含む）、②家事など男性政治家のケア³⁾、③応接、④人脈形成、⑤世襲の用意など血縁形成。もともと、全ての国会議員の女性家族がこれらの役割の全てを同等に担うことができるわけではない。①は主として選挙区で、②～④は主として東京で担われるため、とりわけ選挙区と東京とが遠隔な場合にトレードオフの関係が生じる。すなわち、女性家族の担うことができる役割はその居住場所によって規定され、後述するように、女性配偶者や子どもたちはしばしばこの役割によって居住場所を左右される。

これらの役割の全体像については別稿に譲ることとし、本稿はこのうち代議士（衆議院議員）の女性家族、とりわけ女性配偶者の選挙区活動の実態とその歴史の変遷を解明する。衆議院議員に限定するのは現在（2023年3月時点）でも女性議員比率が1割を切るなど、男性議員と女性配偶者という関係性が長

2) 公職選挙法や判例では、選挙期間中に特定の選挙区での当選のために行われる活動を「選挙運動」と呼び、一般の「政治活動」とは区別されている。ただし「政治活動」は他の選挙区での活動や選挙での当選を主目的としない活動を含むことから、当選を主たる目的に選挙区で行われる活動全般を「選挙区活動」と呼んで「選挙運動」と区別するのが一般的である。「選挙活動」という語が用いられることもあるが、その定義は論者によって異なることから、本稿では使用しない。

3) 後述するように、男性代議士が単身で居住することが増え、生活スキルを自ら担うことができるようになったことで、この役割は現在では相当減じている。

く継続されてきたと想定されるためである⁴⁾。

ここで問題となるのは史料である。代議士家族は——その実態は別として——私人であり、その代議士との関係も私的なものに属する。従って引用できる一次史料は僅かであり、新規の調査も難しい。そこで本稿は僅かな一次史料の外、回顧録や報道などを積み上げることで実態に迫ろうとする。しかし、この手法には欠点もある。女性配偶者の選挙区活動をみるにあたって本来は当選した議員ではなく候補者の女性配偶者全体を調べるのが望ましいが、史料的限界により代議士女性家族についてしか扱うことができず、生存バイアスが強く働くことには注意を要する。同時に、史料が自民党代議士の有力議員家族に大きく偏っている。この問題を些かでも改善するため、本稿では『国会便覧』記載住所を用いた定量的分析も行って全体的趨勢を把握しようとする。

本稿は以下のように構成される。まず定性的な分析によって自民党代議士の多くの女性配偶者が選挙運動（第 1 節）から定住を伴う選挙区活動（第 2 節）へと選挙での役割を拓げてきたことを論じ、その選挙区定住の一般化を『国会便覧』記載住所から確認する（第 3 節）。最後に限定的ながら非自民党代議士の女性配偶者の場合を論じる（第 4 章）。

1 女性配偶者による選挙運動の一般化

妻たちの選挙運動は「拷問」とすら評する当事者がいるほど過酷である⁵⁾。多くの証言があるが、ここでは大平志げ子（夫は大平正芳）による証言を挙げておく。

「昼間は暑くて、車の中は焼けつくようで、婦人会の役員宅を個別訪問し

4) 衆議院と参議院との女性議員比率の差は権限や任期によって説明される。Yuko Kasuya, Hirofumi Miwa & Yoshikuni Ono, “Why are There More Women in the Upper House?” *RIETI Discussion Paper Series*, 22-E-094 (2022) 参照。

5) 司葉子『花 やさしく』講談社（1992 年）143 頁。

たが、倒れそうになるのを「もうちょっと我慢しなさい」と一日何十軒と廻って、本当に死に物狂いだった。夜になって山の上の一軒家に電気がつくが、「これからあそこの家に行くんだ」と言われ、どうしても行かなくては行けないと、一所懸命山の上まで歩いた⁶⁾。」

近年、有権者がその一票を背景に女性候補者に対して行うセクシャル・ハラスメントを「票ハラ」と呼ぶことがあるが⁷⁾、その矛先が男性候補者の女性配偶者に向く事例も見られる⁸⁾。

女性に参政権が認められていなかった戦前にも積極的な選挙運動を行う女性家族はいたから⁹⁾、女性家族の選挙運動は戦前・戦後を通じて一貫しているかのようにも考えられよう。しかし、戦前の活動は稀であったし、戦後になっても吉田茂や田中角榮のように女性配偶者が選挙にほぼ関与しなくても栄達した政治家がいたのだから、妻たちの選挙は必要不可欠というわけではなかった。芦田均も三木睦子に「三木〔武夫〕君は貴女をこき使いすぎる、私は家内を選挙区になぞやりませぬヨ」と語っていたという¹⁰⁾。50年代には妻の選挙運動はなお局所的だったとみられる。

それが自民党議員全体に拡がるのは60年代のことである。ここにノンフィクション作家・家田荘子が取材した女性配偶者の証言に基づき、彼女たちが万全に協力をした初めの選挙を挙げる。いずれも夫は取材当時の自民党衆議院議

6) 「大平正芳関係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵) 2195。

7) 尤も、その少なくないものが実際には犯罪に属すると考えられ、筆者はこれらにまで広くハラスメントという用語を当てることの問題を指摘してきたが(佐藤信「ハラスメント・レス社会は可能か?」ウェブ論座(2018年7月12日)、佐藤信「社会の変化と自分の変化を恐れない」小島慶子(編著)『さよなら! ハラスメント』晶文社(2019年))、ここではさて置く。

8) 家田荘子『代議士の妻たち』文藝春秋(1990年)(初版:1987年)における山下淑子(夫は山下元利)の証言。

9) 上田美和「鳩山薫夫人」増田弘・中島政希編『鳩山一郎とその時代』平凡社(2021年)、手塚雄太「戦前日本の選挙運動と候補者家族」『國學院雑誌』123巻10号(2022年)。

10) 三木睦子『心に残る人びと』岩波書店(1997年)56-57頁。

員である。末尾のカッコ内は夫にとって何回目の選挙であったかを示している。

海部幸世 (夫は海部俊樹)	1960 年 (1 回目)
葉梨雅子 (夫は葉梨信行)	1963 年 (3 回目)
三塚寿子 (夫は三塚博)	1963 年 (宮城県議会議員選挙、2 回目)
山下淑子 (夫は山下元利)	1967 年 (1 回目)
羽田綏子 (夫は羽田孜)	1969 年 (1 回目)

総理大臣を務めた鈴木善幸の妻・さちは、鈴木善幸にとって 6 回目に当たる 1958 年総選挙から選挙運動に加わったが、このときには「なんでおまえがこのこ出てくるんだ」と叱られ、善幸が東京で多忙になった次の 1960 年 11 月の選挙から許されたと語っている¹¹⁾。鈴木家にとって 58 年の時点ではなお、選挙は家職ではなくて家庭の「外」にあったことが分かる。中選挙区制のもと、多くの対立候補の女性配偶者たちが選挙運動に関わっていれば、自らだけがその役割を果たさないわけにいかない。こうして妻たちの選挙運動は 60 年代には活発になり、遅くとも 80 年代前半には一般化していた¹²⁾。

女性配偶者たちは従来から選挙区での活動に不可欠な存在だったのではない。選挙戦がより熾烈で組織的なものとなり、選挙運動がより活発で徹底的なものになるにつれて、選挙区における家族、とりわけ女性配偶者の役割の重要性が昂進したのである。

11) 池田満枝、三木睦子、鈴木さち、中曽根薫子、上坂冬子 (座談会)「歴代宰相夫人 政局を叱る (つづき)」『This is 読売』1 (5) (1990 年)。ただし、善幸が「党務」で多忙になったと語られるのは誤解で、善幸は副幹事長のあと郵政大臣となって選挙を迎えている。

12) 1983 年 5 月、中曽根薫子、鈴木さち、上坂冬子の座談会から中曽根薫子の発言。前掲・上坂『宰相夫人の昭和史』(1991 年) 107 頁。時代は下って、民主党においても代議士の女性配偶者たちが集まる「民主党婦人の会」において選挙区活動を行わない妻に冷ややかな目が向けられていたという証言がある (石井知子『職業代議士の妻、賞罰なし。』日本文芸社 (1999 年) 191-193 頁)。

2 女性配偶者の定住型選挙区活動の歴史的形成 ——定性的概観

こうしたなかで、選挙期間以外でも選挙区活動を行うために家族が選挙区に在住する、いわば定住型選挙区活動の事例が増加する。鈴木さちは1990年に下のように語っていた。

「うちの嫁〔善幸を継いだ俊一の妻・敦子〕は盛岡に住んでおります。もう今は昔と違ひまして、ほんとに一心同体でないといふ地元の活動は展開できません。孫たちも盛岡の小学校とか、幼稚園に通っております。九州のほう〔娘・千賀子の嫁いだ麻生太郎家〕も、もちろん向こうで就学させるつもりです¹³⁾。』

鈴木俊一も麻生太郎も世襲議員として盤石な三バンを持つにも拘わらず、夫婦、家族の一心同体の選挙区活動が不可欠だと考えられた。こうして家族は選挙区に住むが代議士は東京で活動する夫婦別居が一般化する。とはいえ、代議士もずっと東京に滞在するわけではなくしばしば「金帰火来」するから、その実は「週末婚」などと呼ばれる生活様式である¹⁴⁾。

家族のみが選挙区での居住を開始する実例として、のちの総理大臣・橋本龍太郎とその妻・久美子を挙げる。龍太郎は結婚時、急死した父・龍伍の岡山の地盤を継いで衆議院議員であり、結婚した両者は六本木にマンションを購入してそこに居住し、選挙区である岡山には自宅を持たなかった。そして、金曜日になると二人で東京から岡山に帰って各地区に挨拶廻りし、夜は幹部と食事を

13) 前掲・池田ほか(座談会)「歴代宰相夫人 政局を叱る(つづき)」(1990年)。

14) 実際には選挙区入りが週に一回に満たないことも多いが本稿ではこれも「週末婚」と呼ぶ。尤も代議士側の「金帰火来」の歴史的な成立過程は今後の検討課題である。

共にするという生活であった。

ところが龍太郎にとって二回目となる 1967 年の総選挙で定員 5 人のうち 4 位 (前は 2 位) となったことで状況が一変する。当時選挙を手伝っていた龍太郎の継母・正の次のような発言を受けて、久美子が一人で岡山総社に居住して夫婦は別居することになるのである。

「これからはあなたたち若い二人で、しっかりおやりなさい。東京に住んでいて、選挙の時だけ岡山へ行くということについて、考えなくてはね¹⁵⁾」

はじめは毎週末だった龍太郎の岡山帰りも稀になり、また正の選挙支援も次第に減少し、選挙区活動を久美子が中心に担うようになる。橋本家は岡山から出てはいるが、龍伍も龍太郎も東京生まれ東京育ちである。地盤とはいっても、幼友達に支えられるような結束はない。それを会合や葬儀に出かけない日はないというほどの久美子の活動が支えた。

それ以降、活動実態が分かる代議士夫婦は、初めから女性配偶者の定住型選挙区活動を伴っている事例が多い。愛知絢子は愛知揆一の姪として生まれ、その後愛知家の養女となっていたが、結婚した和男が婿入りしたことで後継者の妻という役割を期待された。当初は和男も絢子も和男が政治家になるとは考えていなかったようだが、1973 年に揆一が死去すると、和男をその後継とすべく家族は同年から地元仙台に帰った¹⁶⁾。この時点ですでに地域密着しなくては選挙に勝てないと考えられていたことの証左である。1976 年の衆議院総選挙で和男が当選するとその後の夫婦は「週末婚」となる。和男は「金帰火来」どころか土日に仙台に帰るだけで、その土日も絢子とは別のさまざまな会合

15) 池田敦子「政治家の妻たち 橋本久美子さん①」『週刊読売』56 (6) (1997 年)。橋本久美子・河井あんり (対談)「橋龍夫人は永田町一の賢婦人」『Hanada』2019 年 2 月号も参照。

16) 愛知絢子 (談) (聞き手: 大嶽秀夫)「代議士夫人 愛知絢子」『レヴァイアサン』第 2 号 (1988 年)。以下の記載もこのインタビューに基づく。

に顔を出す。「週末婚」とはいえ一緒に行動しているわけではない。こうして、和男の選挙区入りの有無に拘わらず、絢子は選挙区で独り活動しなくてはならない。週に3、4日は訪問や会合や学校の付き合いで潰れてしまう。東京出身の和男には選挙区に絶対的に頼れる幼馴染などいないから、子どもを通した付き合いが後援会の柱になることもある。

相澤英之の後援会において、その青年部が彼の名から「青英会」、その婦人部が妻の司葉子の名から「陽光会」と名付けられたことが象徴的に示すように、家庭内の性別役割分業は後援会の性別役割分業に対応する。女性配偶者は、政党や後援会の婦人部をまとめ、子どもを通じてさらに支援の輪を広げることを期待されたのである。

これだけ女性配偶者の選挙区活動が重要であるから、地方選出代議士の夫婦が東京で同居することは大きな決断だった。羽田孜は代議士・武嗣郎の息子ではあったが、武嗣郎が世襲反対であっただけに本人も妻も政治家への転身を予定していなかった。そこで後援会の希望で孜が武嗣郎の後継者とされたとき、妻・綾子が出した条件は「私だけが地元の長野県に住むことがないように」、要するに夫婦同居であった。孜が最後までその約束を守ったのは¹⁷⁾、稀有な例に属する。

3 女性配偶者の定住型選挙区活動の歴史的形成 ——定量的検証

以上は点々の資料を結び合わせて概観したものである。夫婦の同居・別居という私的生活を直接に観察できる定量データは存在しない。ただし、人を招くことが重要な政治家にとって議員宿舎は家族と共に暮らすには狭隘であり、一般に平日別居する議員は議員宿舎と選挙区とを行き来し、同居する議員は東京に——選挙区とは別に——自宅を有していることが多い。そこで代議士個人の

17) 羽田綾子（談）（取材・文：伊藤進司）「政界引退まで守った「夫婦同居」の約束〔ファーストレディと呼ばれて〕『婦人公論』99巻25号。

居住場所によって夫婦の同居・別居を推定できると考えられる¹⁸⁾。

そこで『国会便覧』に掲載された衆議院議員の住所¹⁹⁾を1960年から2000年まで10年おきに収集し²⁰⁾、以下のように居住場所を分類した²¹⁾。さらに、矢印の先に示したように、これら居住場所によって夫婦の別居・同居を仮定した。

18) これが概況として正しいことは、議員宿舎での取材経験の豊富な複数の元政治部記者に確認した。ただし、当然例外も存在する。

第一に、先に挙げた橋本家において久美子が選挙区に常在するようになっても龍太郎が六本木のマンションに住み続けたように、東京自宅でも家族と基本別居の例がある。

第二に、少数ながら議員宿舎に家族と同居する例もある。たとえば石井一の妻・知子の場合、自らが選挙区を守るという意識は強いものの、平日は一とともに議員宿舎に寝泊まりし、東京と選挙区とを行き来する生活を送っていた(石井知子『政治家の器量は妻しだい』日本文芸社(2002年)25-28頁)。知子は先述した羽田孜の妻・綾子ら、議員宿舎には他にも同様の議員の妻たちがいたと記している(前掲・石井『職業代議士の妻、賞罰なし。』(1999年)40-43頁)。

第三に、当該期間においてはほとんど観察できないが、プライバシー意識から実態を記載しない議員もいた可能性もある。

19) 類似の情報を掲載している刊行物はいくつかあるが、『国会議員要覧』、『国会要覧』(以上、国政情報センター)と『政官要覧』(政策時報社→政官要覧社)はいずれも創刊時期が遅いうえ、議員会館などの個人事務所を記載しているものが多い。これに対して『国会便覧』(シュハリ・イニシアティブ)には多くの代議士が住所を記載していることから同書を用いた。

20) 各年の2月版を利用している。1960年を始点とした理由、8月版ではなく2月版を利用した理由は、初当選直後の議員は議員会館などを仮に住所登録している場合が少なくないので、政変や選挙と離れた時期が望ましいためである。

なお、2010年時点ではおそらくプライバシー上の理由から『国会便覧』であってもほとんどの代議士が議員会館事務所を記載しているため、今回の分析は2000年までとしている。

21) 議長、副議長には公邸が設置されているが、公邸以外の住所に拠って分類している。

また、1990年版では山梨県選出の上田利正(社会党)が山梨県内の住所だけを、2000年版では奈良県選出の家西悟(民主党)が奈良県内の住所だけを記載している。前者は通勤不可能ではないことから「選挙区在住」、後者は通勤不可能であることから仮に「議員宿舎」に分類した。

- ・ 議員宿舍他：議員宿舍や議員会館²²⁾ → 家族と別居
- ・ 選挙区在住：東京近郊の選挙区に在住²³⁾ → 家族と同居
- ・ 東京自宅：東京近郊の選挙区でないものの東京近郊在住²⁴⁾ → 家族と同居

【図1 自民党衆議院議員の居住場所推移】

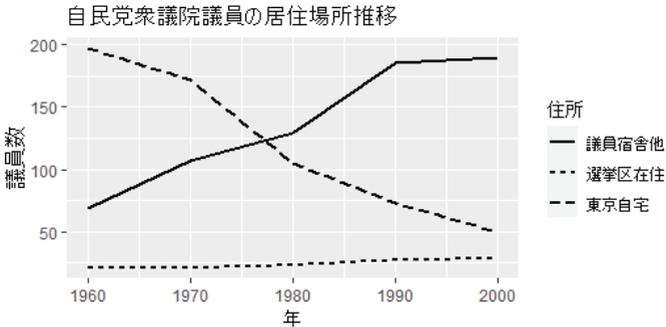


図1に示したように、自民党衆議院議員における議員宿舍他の比率は60年から90年にかけて24.0%から64.0%へと急増しており、これが家族との別居にほぼ対応するという仮定が正しいとすれば夫婦別居も増加したことになる。しかもその変化は選挙制度の変更などによって非連続的に変化したのではなく漸次的に進行した。

22) 議員会館を連絡先として記載している代議士はごく少数である。東京自宅に居住していることも考えられるか、一貫してホテル暮らしをしていることも推測されることから、ここでは「選挙区在住」でも「東京自宅」でもない者としてここに分類している。

23) 具体的には東京近郊に選挙区があり、その住所のみが掲載されている者である。東京近郊の選挙区選出であっても東京に自宅を持っている場合や、都内郊外の選挙区選出であっても都心に自宅を持っている場合には、「東京自宅」に分類している。ただし都心部の選挙区選出であって複数の住所（自宅と事務所と推測される）を持っている場合には「選挙区在住」に分類している。

24) 選挙区とは別に東京への通勤を前提に設置された住所を指し、逗子、鎌倉、平塚なども含む。また、中には砂防会館など事務所であることが強く推測されるものも存在するが、建物名から居住の有無を判断することで恣意的な分類になることを避けるため、一括してここに分類している。

この変化は、すでに議員であったものが東京の自宅を捨てて議員宿舎に入居したのであろうか。それとも新たに議員となった者たちが議員宿舎に入居したことで見かけ上の増加が生じたのだろうか。そこで各年において、10 年前の在職の有無、居住場所ごとに居住場所が異なるかを調べたのが図 2 である。

【図 2 自民党衆議院議員の居住場所（10 年前との比較）】

1970 年		住所		
		議員宿舎他	選挙区在住	東京自宅
前回住所	議員宿舎他	21	0	16
	選挙区在住	1	12	3
	東京自宅	8	0	91
	議席なし	77	9	62
1980 年		住所		
		議員宿舎他	選挙区在住	東京自宅
前回住所	議員宿舎他	53	1	12
	選挙区在住	1	7	0
	東京自宅	9	2	66
	議席なし	66	13	27
1990 年		住所		
		議員宿舎他	選挙区在住	東京自宅
前回住所	議員宿舎他	56	3	13
	選挙区在住	2	12	1
	東京自宅	3	1	40
	議席なし	124	11	19
2000 年		住所		
		議員宿舎他	選挙区在住	東京自宅
前回住所	議員宿舎他	84	3	7
	選挙区在住	3	14	1
	東京自宅	6	1	32
	議席なし	97	11	10

これによれば、東京自宅から議員宿舎へと居を移す者は少数で、10 年前に

は議席を有していなかった者²⁵⁾(網掛け部分)のなかで議員宿舎を志向する者が1960年の52.0%から82.2%へと増加している。すなわち、新たに当選する者たちが議員宿舎への入居と、それに伴う夫婦別居を選択することで、自民党代議士における議員の行動様式が定式化されてきたのである。

以上の通り、1990年代以降東京にも自邸を持ち、家族と同居する議員はもはや一握りに過ぎない。このことは女性配偶者の定住型選挙区活動が定着してきたことを示している。これに伴い、女性配偶者が生活スキルを欠いた男性政治家のケアを提供することは難しくなる。そこで長じて高校・大学を機に上京した娘たちが父親の政治家と同居してそのケアを提供するという事例が少なからず観察される²⁶⁾。入学を機にした上京と父親との同居は息子においてもしばしば見られるが、こうしたケアを提供する事例はほぼ見られない。保守的な性別役割分業意識に根差して、女性配偶者のみならず女性家族全体が男性政治家を支えているのである。

他方、東京での夫婦同居が生じている少数事例を観察すると、元から東京に生活の基盤がある、日常的に家族が選挙区活動をする必要がないほどに強い地盤を持っている、二つの拠点を維持するだけの経済的な余裕があるといった諸条件を満たすことがほとんどである。そして、歴代総理大臣も——近郊に自宅があってそこから通勤ができた場合を除き——そのほとんどが東京に自宅を持った政治家である。冒頭で示した女性家族の役割分類に則って考えたとき、妻の選挙区活動①に頼る必要が少ない分、夫婦同居し、ケア②、応接③、人脈形成④といった資源を得ることができた男性政治家が栄達の機会を得やすかったのだとすれば、女性配偶者の存在や行動は政治構造において決して無視できない要素であろう。

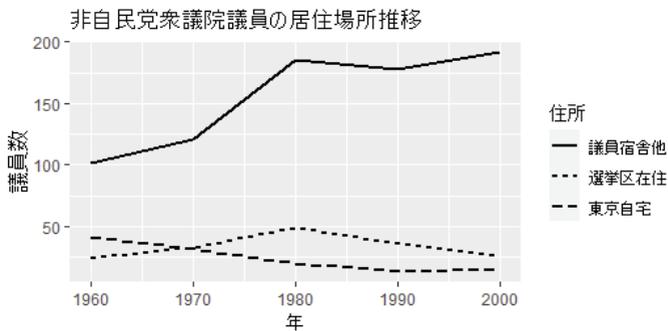
25) 10年の間に落選して再び当選している場合を含む。

26) 「政治家の妻」にはなりたくない! 結婚適令期を迎えた3人の“大臣令嬢”の生活と意見『週刊平凡』6(51)(1964年)、前掲・家田『代議士の妻たち』(1990年)202-203頁。このほか、山崎拓、村山富市など、党派を越えて証言が残る。

4 非自民党代議士の女性配偶者の場合

以上、史料の多い自民党についてみた。それでは（主として野党である）非自民党代議士の女性配偶者ではどうだろうか。同じように居住場所の推移を見たのが図 3 である。

【図 3 非自民党衆議院議員の居住場所推移】



非自民党においては早くから議員宿舎での居住が多く、東京に自宅を有している議員が一貫して少ない²⁷⁾。この背景には、革新政党の議員が概して自民党議員に資金面で劣っていたという事情があるだろう。

では、非自民党においては自民党とは代議士の行動様式が異なり、多数派を占める議員宿舎居住の議員たちは宿舎に家族で住んだのだろうか。おそらく、

27) 加えて、この少ない東京自宅の議員たちのなかにも、実際に東京に個人で自宅を所有していたとは考えにくい例も存在する。例えば 1970 年の民社党衆議院議員のうち 2 人は出身労組の東京における寮を住所としている。また共産党衆議院議員のなかには共産党本部を住所としている者も多い。その他、同年の公明党衆議院議員 20 人のうち 9 人の住所が皆、公明党本部の並びにあたる新宿区南元町 17 となっている。上記データでは、この 9 人のうち東京に選挙区を持つ 4 人は「選挙区在住」、それ以外の 5 人は「東京自宅」としてカウントしている。

そうではない。筆者が複数の元政治部記者に確認した限り、革新政党においても議員宿舎に家族で住んでいた例は少ないという。すなわち、自民党代議士に対して設定した仮定——議員宿舎などに居住する場合には夫婦別居が東京自宅に居住する場合には夫婦同居が多い——は非自民党でも通有するのである。さらなる検証が必要ではあるものの、ひとまずは自民党よりも非自民党において夫婦別居が先行していたという、些か直観には反した推測を支持しておきたい。

そこで革新政党において夫婦別居が先行して一般化した理由を考えると、地方労組などからの組織候補として東京に単身赴任する事例が少なくなかったことが挙げられる。こうした場合には、強力な個人後援会を背後に持つ場合は異なって支援組織の都合で交代が生じることも多いから、連続当選して議員を長年続けることを前提に東京に拠点を持つのは非合理的である。

このように非自民党の夫婦別居が自民党とは異なる契機によって生じているのだとすれば、女性配偶者の役割も自民党のそれと同じだと即断できない。組織票への依存度が高く、女性配偶者が選挙区での支持を掘り起こすことへの期待は比較的低かったとも考えられるからである。とはいえ、僅かな証言を頼りに実態を探れば、革新政党の代議士の女性配偶者として選挙に奔走する例が多かったようである²⁸⁾。東京に住んでいたものの立候補のために夫婦で浜松に移住した民社党・竹本孫一の妻・哲子は、民社党の労働組合の基礎票は対立する社会党候補の持つそれにはまったく及ばないから、独自の地盤づくりが不可欠であり「週末婚」を余儀なくされたことを語っている²⁹⁾。竹本夫妻には子どもがいなかっただけに、学校や校区と結びつきをつくるのも一苦勞であった³⁰⁾。

28) 例えば河上末子「闘ってきた政治家の妻〔キリスト者さまさま〕」『月刊キリスト』15(2)(1963年)参照。

29) 竹本哲子『誰も書けなかった選挙裏方30年』東洋堂企画出版社(1987年)。以下の記載も同書に基づく。

30) 哲子は浜松に転居すると、同じ東京女子大学の出身である皆川よし子を訪ね、その夫が県立浜松北高校の校長であったことから人脈を広げることができた(同上、184頁)。

自民党であれば自民党所属の地方議員との繋がりで婦人会に招いてもらえるが、哲子は人の縁を辿って婦人会に自ら参画しなければならなかった。哲子は同じ選挙区で自民党のみならず社会党の候補者の女性配偶者も活発に活動していたと証言しているので、これを民社党や竹本の特例と見ることはできない。

野党の女性家族の活動の全体像は分からないものの、現在得られる情報のもとでは、妻たちの選挙や夫婦別居は決して自民党の専売特許ではなく、戦後日本政治全体において強化されてきた文化と考えられる。

おわりに——近年の動向

本稿では、第一に代議士家族において男性代議士は主として東京で活動し、女性配偶者は選挙区で活動する政治文化が厳然と存在してきたこと、第二にその政治文化が党派を越えて存在してきたこと、第三にこの女性配偶者の定住型選挙区活動は——少なくとも自民党においては——1960年代～1980年代にかけて妻たちの活動範囲が選挙運動から選挙区活動へと拡大するかたちで歴史的に形成されたものであること、を明らかにした。

近年、政治的代表的についてジェンダーの見地から批判が展開され、男性政治家の女性配偶者の活動にも厳しい目が注がれるようになってきた。たとえば総務官僚から革新政党（民主党→希望の党→無所属→立憲民主党）の代議士となった小川淳也の女性家族が「妻です」「娘です」といったタスキをかけて選挙運動に励む様子がドキュメンタリー映画³¹⁾などで公開されたところ、選挙区外の「リベラル」から小川家にさまざまな位相の批判が寄せられた³²⁾。

「妻です」というタスキが党派を越えてよく見られるのに対して、「夫です」

31) 大島新監督「なぜ君は総理大臣になれないのか」(2020年)。

32) 候補者やその家族に与えた影響については、これを直接当事者に伝えたライター・和田静香による『選挙活動、ピラ配りからやってみた。「香川1区」密着日記』左右社(2021年)191頁以下参照。妻・明子は一度タスキを外し、最後には「妻 明子です」というタスキに変更した。

というタスキはごく最近わずかに観察されるに過ぎない³³⁾。近年増加した娘による世襲³⁴⁾において男性配偶者が選挙区活動を担う例が登場しているが³⁵⁾特異な事例に留まる。選挙運動においてすら男性配偶者が女性政治家の応援を行うことは少なく、2021年衆院選で部分的に電話インタビューしたところ男性配偶者の活動は事務所開きへの参加やウェブサイトの作成協力などに限られていた。日本の国会においては単に女性議員が少ないのみならず、議員のジェンダーによって家族から得られる支援の程度が大きく異なっているのである³⁶⁾。

33) 2022年参院選では比例区の自民党候補であった向山淳の夫が顔出して積極的に活動した (<https://twitter.com/MukoyamaJun/status/1541656356154773505>)。また、2023年の練馬区議会議員選挙の立憲民主党候補であった石森愛の夫も「夫です」というタスキをかけて選挙運動に携わった手配を残している。岡原佑祐「夫です。」タスキをかけ街に出た」朝日新聞デジタル (2023年5月25日 17:00) (<https://digital.asahi.com/articles/ASR5S4F5QR5QULLI007.html>)、「辻立ちでハラスメント、妻とは口論」朝日新聞デジタル (2023年5月26日 17:00) (<https://digital.asahi.com/articles/ASR5S5DNMR5QULLI008.html>) 参照。なお、本稿で引用した URL はいずれも 2023年7月20日の時点で接続を確認している。

34) 本稿で登場した池田紀子、大平志げ子、愛知純子などはいずれも政治的才覚を高く評価されながら、結婚相手の方が世襲議員となった事例である。

35) 「妻の懇願に仕事を辞めて選挙区へ 加藤鮎子衆院議員の夫 賢明さん」朝日新聞デジタル、2022年4月23日 7:00 (<https://digital.asahi.com/articles/ASQ4M624QQ4LULZU00Q.html>)。

36) このことは政界における性別役割分業に規定されているのみならず、家庭での性別役割分業が転化していることもある。近年注目された事例では、育児の役割が女性に割り当てられることが多いために、未成年の選挙運動を禁じる公職選挙法によって子連れでの選挙運動を規制すると、母親の立候補や選挙運動を抑制してしまった問題がある。島崎周「4歳おんぶして演説は法律違反? 立候補の母が直面した「思わぬ壁」」朝日新聞デジタル、2022年7月11日 9:00 (<https://digital.asahi.com/articles/ASQ796SJ8Q75UTIL010.html>)、小林直子・島崎周「投開票日に母が入院、そのとき候補者は 子育て中の立候補をはばむ壁」朝日新聞デジタル、2022年10月22日 14:00 (<https://digital.asahi.com/articles/ASQBP3TCMQBNULOB00Z.html>)、島崎周「子どもと万歳、抱っこして演説 OK? 「子連れ選挙」で総務省が見解」朝日新聞デジタル、2022年11月25日 6:00 (<https://digital.asahi.com/articles/ASQCP5WNMQCLUTIL04G.html>)、申琪榮・濱田真里「子育て中の女性候補者が直面する選挙運動の壁」『都市問題』2023年1月号、参照。

三浦まりの指摘する「男性化した候補者／議員モデル³⁷⁾」に準えれば、「女性化した候補者配偶者／議員配偶者モデル」が形成され、現在でも維持されているとあってよい。

批判があってもジェンダー平等への歩みが遅々たる理由は、候補者も家族も有権者も女性家族の献身を当然と考え、評価する政治風土にある³⁸⁾。小川淳也の妻・明子が「私も好きでやっているわけではないし、できることならかけたくありません。でも、あんなたすきをかけてまでやって、と一票を入れてくれる方がいるかもしれない。だから覚悟を決めてかけていました」と語るように³⁹⁾、当選するかどうかが家族のステータスや経済状況を決定づけるならば、政治風土に合わせて「家」として選挙を戦うことは家族として合理的である⁴⁰⁾。

かくして、「妻たちの選挙」の問題は根深く日本政治を規定し続けている。プライバシーに関わるため史料の限界はあるものの、女性家族（や他の男性家族）の果たした役割や影響力は決して私的領域として等閑視できるものではない。本稿で扱うことができなかった参議院議員や地方議員を含め、今後の研究が俟たれる。

37) 三浦まり『さらば、男性政治』岩波書店 (2023 年) 第 3 章。

38) 「妻です」「娘です」タスキに問題提起した和田は、「リベラル」陣営でもタスキが歓迎された理由を選挙区の保守的な風土に求めている (前掲・和田『選挙活動、ビラ配りからやってみた。』(2021 年) 196 頁)。

39) 秋山訓子「『なぜ君』の議員の妻・小川明子さん「夫を支えるのが私の人生?」朝日新聞デジタル、2022 年 4 月 15 日 7:00 (<https://digital.asahi.com/articles/ASQ4D42ZDQ42ULZU00C.html>)。

40) 潜在的な候補者が立候補するにあたって家族からの反対が大きな障害になることはよく知られており、家族にまで大きな負担を強いる選挙区活動は議員のなり手不足に拍車をかける点でも問題となりうる。地方議員の場合について NHK スペシャル取材班『地方議員は必要か』文藝春秋 (2020 年) 134、154 頁参照。

